

第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円

お誕生おめでとう事業 出産祝金を増額しました

市では、次世代を担うお子さんの誕生を市全体で祝福するため、出産祝金をお贈りしています。4月1日以降出生のお子さんから、金額が変更となります（第3子以降の金額については、変更はありません）。

対象となる方 出産日時点において、出生児の父または母であって、日立市に住民登録がある方

対象となるお子さん 出生後最初の住民登録が日立市であり、祝金対象者と同一世帯（同居）となる子
＊申請までの間に、次のいずれかに該当する場合は、祝金の対象外となります。

- 支給対象者または対象児が市外へ転出・死亡したとき
- 対象児が支給対象者と同一の世帯でなくなったとき
- 出生児の出生の日から1年以内に申請を行わないとき

祝金の受取方法

①父か母が、出生届を市民課または各支所に提出したときは、原則、窓口において現金でお渡しします。
持ち物=出生届、はんこ、申請者の身分証明書（運

転免許証やマイナンバーカードなど）

- ②出生届を父か母が、開庁時間外や、他市区町村へ提出したとき、または代理人が提出したときは、後日、口座への振り込み手続きについて、お知らせします。
＊口座払いの場合、払い込む口座名義は、必ず申請者のものにしてください（申請者が父で振込み口座の名義は母という申請はできません）。



問合せ 子育て支援課 内線 478

出産はぜひ市内の医療機関で！

「ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券」8万円分を贈呈

4月1日以降、日立総合病院で出産した市民の方を対象に、市内の指定取扱店で、乳児用のおむつやおしりふき、ミルクを購入できるクーポン券8万円分を贈呈します（有効期限は、乳児の1歳の誕生日の月末）。

市内で安心して出産できる環境を維持していくためにも、市内の医療機関をご利用ください。

*ハイリスクなどにより市内医療機関から紹介を受け、市外の周産期母子医療センターで出産された方は、地域医療対策課にご相談ください。

6万円分から8万円分に
増額します！

対象 令和3年4月1日以降に日立総合病院で生まれた市内に住所を有する乳児の保護者

*令和2年4月1日から令和3年3月31日までに市内の医療機関で出産された方へは、6万円分贈呈します。

問合せ 地域医療対策課 TEL 23-6766



クーポン券ご利用の流れ

1 申請書を提出

日立総合病院から申請書を受け取り、出生届と一緒に市へ提出してください。

2 自宅にクーポンが届く

提出から約1カ月後にご自宅宛てに、市からクーポン券を郵送します。

3 クーポン券の利用

市内の指定取扱店で、乳児の健康保険証などを提示の上、クーポン券をご利用ください。

4月診療分から拡充します！ 小児及び母子・父子家庭の医療福祉費支給制度（マル福）

	小児等マル福（0～18歳の年度末まで）	母子・父子家庭マル福
助成対象	4月診療分から	4月診療分から
内容	外来時の自己負担金を助成します	所得制限をなくします
申請手続き	<p>医療福祉費自己負担金支給申請書を郵送で提出してください。 <u>提出期限 5月14日（金）</u></p> <p>* 対象者には、4月下旬に申請書と返信用封筒を郵送します。</p> <p>* 医療機関ではこれまでどおり、マル福の入院及び外来自己負担金をお支払いください。後日、指定の口座に振り込みます（窓口に来ていただく場合もあります）。</p> <p>* 入院時の食事代はこれまでどおり窓口での申請が必要です。</p>	<p>窓口で受給者証の交付申請をしてください * 現在、所得制限により非該当になっている方には4月上旬に郵送でお知らせします。</p> <p>【申請窓口】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 平日：国民健康保険課、各支所 午前8時30分～午後5時15分■ 土・日曜日：市民課、多賀・南部・十王支所 午前9時～正午、午後1時～5時 <p>【申請に必要なもの】戸籍謄本または児童扶養手当の証書（新規に申請する方のみ）、本人及び子の健康保険証、本人のマイナンバーが分かるもの、本人の確認ができるもの</p>

問合せ 国民健康保険課 内線205

5歳児健康診査事業

「お友達と一緒に遊ぶことが苦手」、「一つのことに集中することが苦手」など、お子さんについて気にかかることはありませんか。発達の様子を確認し、健やかな成長を支援します。

対象 平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれたお子さん *対象者には、健診内容などをお知らせします。

内容

①保護者へアンケートを実施 ②保健師などがお子さんの園での集団生活の様子を確認 ③お子さんに困っている様子などが見られた場合は、保健センターで実施する5歳児健診を案内

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300
IP 050-5528-5180

4月からがん治療を受けている方のウィッグ・乳房補整具・福祉用具などの購入・レンタル費用の一部を助成します

対象 日立市に住民登録があり、がん治療を受けた方、または受けている方（福祉用具については、39歳以下の方）

助成対象項目 ウィッグ（全頭用かつら）、乳房補整具（補整下着）、福祉用具など

助成額 助成対象項目それぞれの購入やレンタルに要した費用の2分の1（上限30,000円）

助成回数 助成対象項目それぞれについて、1人1回

申請期限 購入またはレンタルした日から1年以内

申請方法 申請書（健康づくり推進課にあるほか市の

ホームページからダウンロードできます）に下記の書類を添えて、直接か郵送で健康づくり推進課
〒317-0065 助川町1-15-15へ

■ 購入やレンタルした日と内容、金額が分かる書類の原本
■ がん治療を受けたまたは現に受けていることが分かる書類（治療内容に関する説明書や診断書、治療方針計画書など）の写し

■ 申請者名義の通帳の写し

問合せ 健康づくり推進課 TEL 21-3300
IP 050-5528-5180